

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 8 日

大阪税関長　　日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原 因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
日本重化学工業株式会社 東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号	日本重化学工業株式会社 高岡事業所 富山県高岡市吉久一丁目1番145号	廃業	—	令和7年 12月31日